

<AIPPI セミナー開催報告>

1. 開催日時：平成26年10月29日（水）13：30～17：00
2. 会場：東海大学校友会館 阿蘇の間（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階）
3. 講演者：Withers & Rogers LLP 事務所
Mr. John Dean
Dr. Nicholas Jones
Mr. David McWilliams

4. 内容：

1. 欧州統一特許とその裁判制度は、日本企業にとって新たに訪れた大きなチャンス (講演者 Mr. John Dean)

欧州統一特許及び統一裁判所の施行は、最初に欧州統一特許裁判所準備委員会から発表されたロードマップと比較すると、現在ではおよそ一年程度の遅れが出ている。そのため、施行は早くとも2016年1月になると予想されている。2014年9月に発表された進捗では、統一特許裁判所手続規則の第15次草案に対して意見募集を実施し、提出された意見を踏まえて第16次草案を公表した、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、スウェーデン、マルタにおいて欧州統一特許裁判所協定の批准が完了した、ブリュッセル規則（民事及び商事事件における裁判管轄及び判決の承認と執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則(EU) No 1215/2012）の改正案の公表をしたことなどが知らされた。

2. EPOにおける実務ードラフティングと権利化手続—EPOにおいて良い結果を得るためのヒント (講演者 Dr. Nicholas Jones)

出願ドラフト作成時に、先行技術では解決し得なかった問題を挙げ、それに対する自分の発明品が持つアドバンテージ、若しくは解決法を実施例とともに明確にすることで、その進歩性を証明することが重要である。クレームの記述においては、記載内容を明瞭に表現することが重要である。例えば、薄い、強い、広いなどといった相対的文言は使用せず、数値等を使った定義を入れ、あいまいな表現を避ける。コストの削減方法としては、同じ言葉を繰り返すなどの無駄を省いてページ数を少なくする、15を超える追加クレームは非常に高いので（16以降1クレームにつき235-580ユーロ）、マルチクレームを用いてクレーム数を削減することが得策であるなどのアドバイスを頂いた。

3. 欧州で知的財産保護を受けるための戦略の概説 (講演者 Mr. David McWilliams)

欧州における特許の権利化について、場合によってはEPC出願よりも、各国へ直接国内出願をする方が良いこともある。例えば、EPC出願するよりも早く権利化を行える、4か国以下の出願の場合はコストが低い（5か国以上になるとEPC出願の方がコストが低い）、EPC出願ほど新規事項の追加に関して厳格ではないなど。これらを良く検討し、使い分けることが重要である。

実用新案が実施されている国においては、低コストで、権利化までの速度が国によっては半年以下となる。また、実用新案の審査では、新規性は要求されるが、進歩性に関しては特許審査と比べてそれほど厳しく追及されることはないため、知財の保護を得る代替ルートとして有効に活用することが望ましい。

等々、欧州統一特許及び裁判所の最新の動向や、権利化手続等の実務において有効な知識を得る非常に良い機会となった。

参加費：AIPPI/JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。本セミナーには 50 名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われ、成功裡に終了した。



Mr. John Dean



Dr. Nicholas Jones



Mr. David McWilliams